

8.5 緑

8.5.1 調査事項

調査事項は、表 8.5-1 に示すとおりである。

表8.5-1 調査事項(東京2020大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 ・緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地北側のサクラ（ソメイヨシノ）は保存する計画としている。 ・計画地南側の一般国道20号（甲州街道）沿いのイチョウの既存樹木を場外で仮養生を行ったうえで緑化樹として活用する。 ・地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽する。 ・コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としている。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。

8.5.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.5.3 調査手法

調査手法は、表 8.5-2 に示すとおりである。

表8.5-2 調査手法(東京2020大会の開催後)

	調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 ・緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
	調査時点	東京2020大会の開催後(2021年度)とした。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とした。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。
	予測条件の状況	計画地内とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地内とした。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.5.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項及び予測条件の状況

ア. 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度

計画地内は、大部分は人工裸地となっており、計画地内の植生はソメイヨシノの植栽樹林群（落葉広葉）が分布するのみであったが、事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存した。

事業の実施に伴い、着手前に場外に仮養生し移設したイチョウは、計画地南側の一般国道20号（甲州街道）沿いのイチョウの植栽樹林群に復植し、本施設の緑化樹として活用した。また、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽した。

したがって、現況と比べてより多様な植栽内容となった。

イ. 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

計画地内は、大部分は人工裸地となっており、計画地内の植生はソメイヨシノの植栽樹林群（落葉広葉）が分布するのみであり、計画地における事業実施前の緑の面積は約200m²であった。事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存した。

事業の実施に伴い、着手前に場外に仮養生し移設したイチョウは、計画地南側の一般国道20号（甲州街道）沿いのイチョウの植栽樹林群に復植し、本施設の緑化樹として活用したほか、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽し、「4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.3 事業の基本計画 (7)緑化計画」(p. 18、19 参照)に示したとおり、地上部緑化等により保全した緑地も含めて約4,389.2m²の緑地が創出された。

したがって、現況と比べて緑の量が増加した。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.5-3(1)～(3)に示すとおりである。なお、緑に関する問合せはなかった。

表8.5-3(1) ミティゲーションの実施状況(東京2020大会の開催後)

ミティゲーション 実施状況	・計画地北側のサクラ(ソメイヨシノ)は保存する計画としている。 計画地北側のサクラ並木を保存することにより、計画地東側街路樹(スタジアム通り)の桜並木との連続性を確保した。
	
計画地北側のサクラの保存	計画地東側(スタジアム通り)のサクラ並木
ミティゲーション 実施状況	・計画地南側の一般国道20号(甲州街道)沿いのイチョウの既存樹木を場外で仮養生を行ったうえで緑化樹として活用する。 施設建設に際して、計画地南側の一般国道20号(甲州街道)沿いのイチョウの生育に支障を及ぼさないように場外で仮養生を行った後、建設後に復植し緑化樹として活用し、緑の量を確保した。
	
一般国道20号沿いのイチョウ	一般国道20号沿いのイチョウ

表8.5-3(2) ミティゲーションの実施状況(東京2020大会の開催後)

ミティゲーション	・地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽する。
実施状況	
地上部のオープンスペースにはサクラの高木及びヘデラ等の地被類を植栽した。また、メインアリーナの東側には緩衝帯としてヘデラを用いた緑化を行った。	
	
地上部のオープンスペースの緑化(サクラ)	メインアリーナの東側の緩衝帯の緑化(ヘデラ)
ミティゲーション	・コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としている。
実施状況	
コンコース上の人工地盤には植栽基盤を整備し、シラカシやゲッケイジュを植栽した。また、サブアリーナの屋上にノシバ、ヘデラ・カナリエンシス、ヘデラヘリックス、フィリフェラオレア、アベリアを用いて約2,523.2㎡の緑化を行った。メインアリーナの壁面には、ツブキ、ハツユキカズラ、オタフクナンテン、アオキ、アベリア等を用いて約676.5㎡の緑化を行った。この人工地盤植栽や屋上緑化については、維持管理計画を定め、灌水、適切な剪定、刈込み、除草等を行い、生物の生育・生息基盤が維持されるよう管理を実施している。	
	
コンコース上の植栽(シラカシ)	コンコース上の植栽(ゲッケイジュ)
	
サブアリーナの屋上緑化 (ノシバ、ヘデラ)	サブアリーナの屋上緑化 (ヘデラ、アベリア、フィリフェラオレア)

表8.5-3(3) ミティゲーションの実施状況(東京2020大会の開催後)

実施状況(つづき)



メインアリーナの壁面緑化(ツツブキ、ハツユキカズラ、オタフクナンテン、アオキ、アベリア等)

ミティゲーション ・十分な植栽基盤(土壌)の必要な厚みを確保する。

実施状況

植栽基盤として約1mの厚みを確保した。



植栽基盤の厚み

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度

計画地内は、大部分は人工裸地となっており、計画地内の植生はソメイヨシノの植栽樹林群（落葉広葉）が分布するのみであったが、事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存した。

事業の実施に伴い、着手前に場外に仮養生し移設したイチヨウは、計画地南側の一般国道20号（甲州街道）沿いのイチヨウの植栽樹林群に復植し、本施設の緑化樹として活用した。また、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽した。

以上のことから、予測結果と同様に、多様な植栽内容になったものとする。

イ. 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

計画地内は、大部分は人工裸地となっており、計画地における事業実施前の緑の面積は約200m²であった。本事業では、「4. 武蔵野の森総合スポーツプラザの計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.3 事業の基本計画 (7)緑化計画」(p.18、19参照)に示したとおり、事業の実施に伴い、計画地南側の一般国道20号（甲州街道）沿いのイチヨウの植栽樹林群は、本施設の緑化樹として活用したほか、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽し、表8.5-4に示すとおり、合計約4,389.2m²の緑地を整備し、隣接する西競技場敷地を含めて合計で約13,789.2m²の緑化面積を確保した。本事業では、隣接する西競技場も含めた敷地を対象に東京における自然の保護と回復に関する条例及び調布市自然環境の保全等に関する条例に基づき緑化基準が定められているが、この緑化基準10,978.75m²を上回る緑化面積を確保した。

さらに、本事業では、コンコース等のオープンスペースが緑化されたため、一部駐車場として利用されていた計画地内に都民や来訪者の新たな憩いの場を提供した。また、施設周辺の歩行者動線は図4.2-6(2)(p.16参照)に示すとおりであり、周辺の緑地への新たな動線が創出されたことから、来訪者に新たな緑と触れ合う場所を提供している。

以上のことから、予測結果（約2,900m²）を上回る緑地は確保されたものとする。

表 8.5-4 緑化面積

区分	緑化面積	必要緑化面積
地上部、コンコース(メインアリーナ棟及びサブアリーナ・プール棟敷地)	約 1,189.5m ²	—
壁面(メインアリーナ棟)	約 676.5m ²	—
屋上緑化(サブアリーナ・プール棟敷地)	約 2,523.2m ²	—
西競技場敷地	約 9,400m ²	—
合計	約 13,789.2m ²	10,978.75m ²

注1)必要緑化面積は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）における緑化基準面積を示す。

2)武蔵野の森総合スポーツプラザは、メインアリーナ棟、サブアリーナ・プール棟、西競技場で構成されるため、緑化計画は西競技場も含めた敷地を対象に東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）に基づく緑化計画を行っている。